

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】2
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】3
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】7

◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政局税務部課税第一課】8

北九州市告示第 231 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年 10 月 25 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
271	下津戸畑線	前	小倉北区下津一丁目 19 番 1 地先から 小倉北区下津四丁目 34 番 2 地先まで	23.4 ～ 24.5	12.9
		後	小倉北区下津一丁目 19 番 1 地先から 小倉北区下津四丁目 34 番 5 地先まで	22.9 ～ 23.0	12.9

北九州市告示第 232 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 10 月 25 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び令和元年 12 月 30 日から令和 2 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	2 台	令和元年 9 月 2 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
	1 台	令和元年 9 月 3 日	西海岸自転車保管所

	1 台	令和元年 9 月 1 3 日	
	3 台	令和元年 9 月 2 4 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車 放置禁止区域	1 7 台	令和元年 9 月 1 0 日	北九州市小倉北区青 葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	2 台	令和元年 9 月 1 7 日	
	1 5 台	令和元年 9 月 2 1 日	
	2 1 台	令和元年 9 月 2 6 日	
J R 西小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 0 台	令和元年 9 月 1 7 日	
小倉北区自転車放置禁止 区域外	2 台	令和元年 9 月 2 日	北九州市小倉南区下 城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 台	令和元年 9 月 5 日	
	1 台	令和元年 9 月 6 日	
	1 台	令和元年 9 月 1 1 日	
	4 台	令和元年 9 月 1 7 日	
	2 台	令和元年 9 月 1 8 日	
	2 台	令和元年 9 月 2 0 日	
	1 台	令和元年 9 月 2 4 日	
	1 台	令和元年 9 月 2 5 日	

	2 台	令和元年 9 月 27 日	
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和元年 9 月 12 日	北九州市小倉南区八重洲町 16 番 八重洲自転車保管所
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和元年 9 月 25 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	4 台	令和元年 9 月 12 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	4 台	令和元年 9 月 25 日	
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和元年 9 月 11 日	北九州市若松区響南町 8 番
若松区自転車放置禁止区域外	2 台	令和元年 9 月 9 日	小石自転車保管所
	1 台	令和元年 9 月 19 日	
	1 台	令和元年 9 月 26 日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	2 台	令和元年 9 月 26 日	北九州市八幡西区築地町 10 番 築地自転車保管所
	1 台	令和元年 9 月 30 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	14 台	令和元年 9 月 24 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和元年 9 月 9 日	長崎町自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和元年 9 月 18 日	北九州市八幡西区築地町 10 番
八幡西区自転車放置禁止区域外	2 台	令和元年 9 月 2 日	築地自転車保管所
	3 台	令和元年 9 月 6 日	

	1 台	令和元年 9 月 1 7 日	
	1 台	令和元年 9 月 2 5 日	
	1 台	令和元年 9 月 2 6 日	
J R 九州工大前駅周辺地 区自転車放置禁止区域	1 0 台	令和元年 9 月 1 9 日	北九州市戸畑区三六 町 1 3 番
戸畑区自転車放置禁止区 域外	2 台	令和元年 9 4 日	三六自転車保管所
	2 台	令和元年 9 月 1 2 日	
	2 台	令和元年 9 月 1 9 日	
	2 台	令和元年 9 月 2 7 日	

北九州市告示第 233 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和元年 10 月 25 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

吉田にれの木坂自治町内会

2 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市小倉南区吉田にれの木坂二丁目 4 番 1 号
変更後	北九州市小倉南区吉田にれの木坂二丁目 1 1 番 20 号

3 変更年月日

令和元年 9 月 18 日

北九州市公告第450号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月25日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 業務名及び数量 令和2年度分個人市県民税特別徴収税額通知書等作成及び封入・封かん業務 一式
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年5月31日まで
- (4) 成果品納入場所 市の指定した場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) この公告の日前3年間に、特別徴収税額通知書等作成及び封入・封かん業務等を地方自治体等の官公庁から受託した実績があること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者であること。

3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局税務部課税第一課

イ 日時 公告の日から令和元年11月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで並びに同年同月18日の午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和元年11月5日まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市財政局税務部課税第一課に提出しなければならない。

(4) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎6階62会議室

イ 日時 令和元年11月11日 午後1時30分

ウ 途中入場は認めない。

(5) 仕様書に対する質問

入札説明会後において、仕様書に対する質問がある場合は次のとおり書面により提出すること。

なお、書面はファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 期限 令和元年11月13日午後5時までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、入札説明会に参加した者に令和元年11月15日午前11時までにファックス又は電子メールで行う。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎6階62会議室

イ 日時 令和元年11月18日 午前10時

4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり実績資料を提出し確認を受け、入札説明会に参加しなければならない。

(1) 実績資料 第2項第3号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。

(2) 提出期間、提出場所及び提出方法

- ア 提出期間 公告の日から令和元年11月5日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 提出場所 北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市財政局税務部課税第一課
- ウ 提出方法 資料は持参するものとする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、令和元年11月6日までに通知する。

(4) その他

提出された資料は返却しない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在

地等

北九州市財政局稅務部課稅第一課

〒803-8501 北九州市小倉北區城內1番1号

電話 093-582-2033

FAX 093-592-2040